

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12 単位

(二) 栄養士配置加算 10 単位

注 1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1 日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1 日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

5 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、基準適合診療所短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(一) 管理栄養士配置加算 12 単位

(二) 栄養士配置加算 10 単位

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1 日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を 1 名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算 23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1 日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

- 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

- 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。
- ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

10 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)

(1) 要介護 1	796 単位
(2) 要介護 2	812 単位
(3) 要介護 3	828 単位
(4) 要介護 4	844 単位
(5) 要介護 5	861 単位

注 1 指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定居宅サービス基準第 157 条第 1 項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定認知症対応型共同生活介護(指定居宅サービス基準第 156 条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は介護従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型共同生活介護を行うものとして都道府県知事に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、当該基準による指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、夜間ケア加算として、1日につき 71 単位を所定単位数に加算する。

□ 初期加算 30 単位

注 入居した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算する。

11 特定施設入所者生活介護費(1日につき)

イ 要支援	238 単位
□ 要介護 1	549 単位
ハ 要介護 2	616 単位

※ 地域密着型サービスに移動。

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費(1日につき)

(1) 経過的要介護	214 単位
(2) 要介護 1	549 単位
(3) 要介護 2	616 単位

ニ	要介護 3	683 単位
ホ	要介護 4	750 単位
ヘ	要介護 5	818 単位

注 1 指定特定施設(指定居宅サービス基準第 174 条第 1 項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。)において、指定特定施設入所者生活介護(同項に規定する指定特定施設入所者生活介護をいう。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

(4)	要介護 3	683 単位
(5)	要介護 4	750 単位
(6)	要介護 5	818 単位
ロ	外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費(1月につき)	

注 1 指定特定施設(指定居宅サービス基準第〇条第〇項に規定する指定特定施設をいう。以下同じ。)において、イについては、指定特定施設入居者生活介護(同項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定するものとし、ロについては、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス基準第〇条第〇項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に得た当該外部サービス利用型指定特定入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を限度として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 上記のサービスの種類及び当該サービスの単位数の内容は以下のとおり。	
①	基本部分(1日につき) 84 単位
②	各サービス部分
イ	指定訪問介護
	・身体介護
	15分ごとに 90 単位
	1時間30分以上 540 単位に15分増すごとに+37 単位
	・生活援助
	15分ごとに 45 単位(報酬上は1時間30分までの評価とする。)
	・通院等乗降介助 1回につき 90 単位
ロ	他の訪問系サービス(指定訪問看護・指定訪問入浴・指定訪問リハ)及び通所系サービス(指定通所介護・指定通所リハ)

2 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの(利用者の数が 100 を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設については、1 日につき 12 単位を所定単位数に加算する。

- ・ 通常の各サービスの基本部分の報酬の 90 / 100
- ハ 指定福祉用具貸与
 - ・ 貸与額を適用(対象品目・対象者も通常の指定福祉用具貸与と同様)
 - * 指定訪問介護は、3 級課程の訪問介護員によるサービスの提供を除く。指定訪問看護は、保健師、看護師等によるサービス提供に限る。

※ 上記の①及び②の単位数の限度の内容は以下のとおり。

経過的要介護	6,505 単位
要介護 1	16,689 単位
要介護 2	18,726 単位
要介護 3	20,763 単位
要介護 4	22,800 単位
要介護 5	24,867 単位

2 イについては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置しているもの(利用者の数が 100 を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を 1 名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を 100 で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下「利用者」という。)に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1 日につき 12 単位を加算する。

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、特定施設入居者生活介護を行った場合に、夜間看護体制加算として、1 日につき 10 単位を所定単位数に加算する。

※ 上記の別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとお

12 福祉用具貸与費(1月につき)

指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス基準第194条に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費(当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。)に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の

り。

イ 常勤の看護師(※)を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

※ 平成19年3月31日までの間は、常勤の看護職員で差し支えないものとする。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける者(以下「利用者」という。)に対して、24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

11 福祉用具貸与費(1月につき)

指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス基準第194条に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)において、指定福祉用具貸与(指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。)を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数)とする。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)の通常の業務の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費(当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。)に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の

100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

2 要介護状態区分が経過的要介護又は要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目(平成11年厚生省告示第93号)(仮称)第1項に規定する車いす、第2項に規定する車いす付属品、第3項に規定する特殊寝台、第4項に規定する特殊寝台付属品、第5項に規定する床ずれ防止用具、第6項に規定する体位変換器、第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第12項に規定する移動用リフト(つり具の部分を除く。)に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

イ 次のいずれかに該当する者

(1) 車いす及び車いす付属品

次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に歩行が困難な者

(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品

次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に起きあがり困難な者

(二) 日常的に寝返りが困難な者

(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器

日常的に寝返りが困難な者

(4) 認知症老人徘徊感知機器

次のいずれにも該当する者

(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者

(二) 移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に立ち上がりが困難な者

(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

2 利用者が認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

居宅介護支援費(1月につき) 850 単位

注 1 居宅介護支援費は、利用者に対して指定居宅介護支援(介護保険

□ 介護保険法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 77 号）第 3 条の施行の日（以下「施行日」という。）前に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成 11 年厚生省告示第 93 号）（仮称）第 1 項に規定する車いす、第 2 項に規定する車いす付属品、第 3 項に規定する特殊寝台、第 4 項に規定する特殊寝台付属品、第 5 項に規定する床ずれ防止用具、第 6 項に規定する体位変換器、第 11 項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第 12 項に規定する移動用リフト（つり具の部分を除く。）（以下「対象外種目」という。）に係る指定福祉用具貸与を受けていた者であって、施行日から起算して 6 か月を超えない期間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの

3 利用者が特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、福祉用具貸与費は、算定しない。

○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 20 号）

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

イ 居宅介護支援費(1月につき)

(1) 居宅介護支援費(I)	
(-) 要介護 1 又は要介護 2	1,000 単位
(-) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,300 単位
(2) 居宅介護支援費(II)	
(-) 要介護 1 又は要介護 2	600 単位
(-) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	780 単位
(3) 居宅介護支援費(III)	
(-) 要介護 1 又は要介護 2	400 単位
(-) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	520 単位
(4) 経過的要介護居宅介護支援費(IV)	850 単位

注 1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援(介

法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。)第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者(同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)について、所定単位数を算定する。

2. 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。)第○条第○項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者(同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)について、次に掲げる区分に従い、所定単位数を算定する。

(1) 居宅介護支援費(I) 指定居宅介護支援事業所における利用者の数に当該居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数(常勤換算方法で算定した員数をいう。以下同じ。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)が40未満である場合

(2) 居宅介護支援費(II) 取扱件数が40以上60未満である場合

(3) 居宅介護支援費(III) 取扱件数が60以上である場合

※ 平成18年9月30日までの期間は、既存事業者について、上記取扱件数に、介護予防支援に係る受託の数及び経過的要介護者の数は、含めないこととする。

2 (4)については、要介護状態区分が経過的要介護である利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者について、所定単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。

※ 上記の厚生労働大臣が定める基準は、厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

○ 正当な理由なく、1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していないこと。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 4以上の種類の居宅サービス(法第43条第1項に規定する居宅サービス区分に含まれるものに限る。)を定めた居宅サービス計画を作成した場合は、100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2に規定する基準を満たさない場合は、この限りでない。

5 利用者が月を通じて認知症対応型共同生活介護又は特定施設入

- 居宅サービス計画の新規作成、要介護更新認定、要介護状態区分の変更認定の場合に、正当な理由なく、サービス担当者会議を開催していないこと。また、これらに該当する場合以外の居宅サービス計画の作成に当たって、サービス担当者会議の開催又は担当者への照会を行っていないこと。
- 居宅サービス計画の原案の内容を利用者又はその家族等に対して説明し、文書により利用者等の同意を得て、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していないこと。
- 居宅サービス計画の実施状況の把握後、その結果を記録していない状態が、1月間以上継続していること。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所(基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

※ 上記の厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- 正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与(以下「訪問介護サービス等」という。)が位置付けられた居宅サービス計画の数のうち、訪問介護サービス等それぞれについて最もその数が多い事業主体に係るものの占める割合が9割以上である場合。ただし、当該指定居宅介護支援事業所における居宅サービス計画数が一定数以下である場合等一定の条件を満たす場合を除く。

6 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護又は小規模多機能

所者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

型居宅介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。

ロ 初回加算

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める場合については、別に厚生労働大臣が定める区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、初回加算(I)を算定している場合は、初回加算(II)は、算定しない。また、注3に規定する基準を満たす場合は、当該加算は、算定しない。

(1) 初回加算(I)	250 単位
(2) 初回加算(II)	600 単位

※ 上記の厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

1 初回加算(I)

次に掲げるいずれかに該当していること。

- ・ 新規に居宅サービスを作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
- ・ 要介護状態区分が2段階以上変更となった利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

2 初回加算(II)

30日を超える病院若しくは診療所への入院期間又は30日を超える介護保険施設への入所期間を経た後の退院又は退所（指定介護福祉施設における在宅・入所相互利用加算又は介護老人保健施設における試行的退所サービス費を算定している場合を除く。）に当たって、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行っており、さらに、当該病院若しくは診療所又は介護保険施設から利用者に関する必要な情報の提供を求め、かつ、これを受ける等の連携を行った場合。ただし、同一の利用者については、前回の算定月から6月を経過していない場合については、算定しない。

ハ 特定事業所加算 500 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定

単位数を加算する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。
- イ 主任介護支援専門員である管理者を配置していること。ただし、当分の間、主任介護支援専門員の代わりに、介護支援専門員として3年以上の経験を有し、ケアマネジメントリーダー養成研修事業を修了した者で事業所内の介護支援専門員の管理を適正に行う能力があるものを充てることで当該要件をみたすものとして取り扱うことができることとする。
 - ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員を3人以上配置していること。
 - ハ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
 - ニ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
 - ホ 届出日が属する月の前3か月の期間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が6割であること。
 - ヘ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に、研修を実施していること。
 - ト 地域包括支援センターからの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託すること。また、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加すること。
 - チ イの注3又は注5に掲げる減算の適用を受けていないこと。
 - リ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員が担当し、指定居宅介護支援を行う利用者数に当該事業所が1人当たり35名を超えておらず、かつ、介護予防支援業務の委託を受けていないこと。

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）

指定施設サービス費等介護給付費単位数表

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）

指定施設サービス費等介護給付費単位数表